様式第９号（第17条関係）

yoshiki01\_12.doc

|  |  |
| --- | --- |
| 時間外労働 | に 関 す る 協 定 届 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　の　種　類 | 事　業　の　名　称 | 事　業　の　所　在　地　（電　話　番　号） |
|  |  |  |
|  | 必要のある具体的事由 |  | 労働者数満18歳以上の者 | 所定労働時間 | 延長することができる時間 | 期　　間 |
| １　日 | １日を超える一定の期間（起算日） |
|  (　　　) | （　　　） |
| ① 下記②に該当しない労働者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② １年単位の変形労働時間制　 により労働する労働者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 |  | 労働者数満18歳以上の者 | 所定休日 | 労働させることができる休日 | 期　　　間 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 協定の成立年月日 | 平成 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職　名 |  |  |
| 氏　名 |  |  |  |
| 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　 | ） |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 平成 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 使用者 | 職　名 |  |
| 氏　名 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会保険労務士記　　載　　欄 | 作成年月日・提出代行者，事務代理者の表示・名称 | 電話番号 |
|  |  |  |

**別　添**

【記載心得】

１ 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第１項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。

２ 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。

(1) 「１日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、１日についての限度となる時間を記入すること。

 (2) 「１日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第１項の協定で定められた１日を超え３か月以内の期間及び１年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。

３　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３か月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。

４ 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

５ 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

|  |
| --- |
| ※適用される割増賃金率の判断(注)のため、下記の「中小企業該当の有無についての確認表」の該当する項目に○印を付けてください。各業種の①または②に当てはまる場合は、中小企業に該当します。 |

中小企業該当の有無についての確認表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業　　種 | ①資本金の額または出資の総額 | または | ②常時使用する労働者数（企業全体） | ①②とも該当なし |
| 小　売　業 |  | ５,０００万円以下 | または |  | ５０人以下 |  |
| サービス業 |  | ５,０００万円以下 | または |  | １００人以下 |  |
| 卸　売　業 |  | １億円以下 | または |  | １００人以下 |  |
| そ　の　他 |  | ３億円以下 | または |  | ３００人以下 |  |

＊業種分類は日本標準産業分類（第12回改訂）に従っています。右ページ参照。

【参　　考】　業種の分類については、下記表をご参照ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　種 | 日本標準産業分類（第12回改訂） |
| 小　売　業 | 大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち　中分類56（各種商品小売業）　中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業）　中分類58（飲食料品小売業）　中分類59（機械器具小売業）　中分類60（その他の小売業）　中分類61（無店舗小売業）大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち　中分類76（飲食店）　中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業） |
| サービス業 | 大分類Ｇ（情報通信業）のうち　中分類38（放送業）　中分類39（情報サービス業）　小分類411（映像情報製作・配給業）　小分類412（音声情報製作業）　小分類415（広告製作業）　小分類416（映像・音声・文字情報製作に付帯するサービス業）大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち　小分類693（駐車場業）　中分類70（物品賃貸業）大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業）大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち　中分類75（宿泊業）大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類791（娯楽業）は除く大分類Ｏ（教育、学習支援業）大分類Ｐ（医療、福祉）大分類Ｑ（複合サービス事業）大分類Ｒ（サービス業＜他に分類されないもの＞） |
| 卸　売　業 | 大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち　中分類50（各種商品小売業）　中分類51（繊維・衣服等卸売業）　中分類52（飲食料品卸売業）　中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）　中分類54（機械器具卸売業）　中分類55（その他の卸売業） |
| そ　の　他 | 上記以外の全て |

（注）１か月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50％以上の率で計算した割増賃金を払う必要があります。但し左記に該当する中小企業には、当分の間、適用が猶予されます。